証券コード　2762
平成27年９月10日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋三丁目９番５号
サトミビル
株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長　平　林　隆　広

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年９月25日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
　ハイアットリージェンシー東京　地下１階
　「センチュリールーム」（末尾のご案内図をご覧ください）
　※昨年と開催場所を変更しておりますので、ご注意ください。
3. **目的事項**
　報告事項　第39期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）
　事業報告および計算書類報告の件
　決議事項　**第１号議案**　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役５名選任の件
　第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し、１個とさせていただきます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sankofoods.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

1. 会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、金融・財政政策の効果を受け、景気は緩やかな回復基調が続いております。

外食業界におきましては、実質的な所得水準の低下や物価上昇の影響により、お客様の消費に対する節約意識がある中、「希少・特別・新しさ」や「上質・プレミアム性」を求めるニーズは高くなっており、お客様にとっての「価値」を生み出し、伝えていくことが重要になってきております。また、円安による原材料価格の上昇、人材採用コストの増加、食の安全性に対する社会的な関心が高まる中、業種・業態の垣根を越えた競争の激化、「ちょい飲み」等の新たな市場が生まれる等、業界は常に変化しており、取り巻く環境は厳しさを増してきております。

このような中、当社は、お客様のニーズと競争環境の変化に俊敏かつ的確に対応すべく、今までの業界常識にとらわれずゼロベースで事業構造と体質を見直すとともに、将来視点から経営基盤の再構築を行ってまいりました。

（居酒屋業態）

当社の収益基盤となっている居酒屋業態におきましては、次代に適合すべく、その質的変革に経営資源を投入するとともに、その一方で、時代の流れ、ニーズの変化に対応するため、新たな業態の開発・実験に着手してまいりました。

具体的には、以下の４点でございます。

（ⅰ）「店舗設備の改修」「接客サービスの向上」を目的に、現店舗の４分の３を超える約70店舗を活性化するための改装を実施。

（ⅱ）立地条件、市場ニーズ、自社競合状況の詳細な調査結果と現店舗の成長可能性・収益性を基準とした17店舗の業態転換を実施。

（ⅲ）各業態のコンセプトを明確化し、そのコンセプトに基づいたメニュー開発・展開およびサービスの見直しを実施。

（ⅳ）投資効率が高い「専門型小規模店舗」の実験・開発に取り組み、焼き鳥をメインに据えた本格品質の大衆酒場「アカマル屋」を２店舗、また、肉問屋直送の高品質な食材をリーズナブルな価格で楽しめる「焼肉万里」を３店舗出店。

（日常食業態）

「楽釜製麺所」「東京チカラめし」の日常食業態におきましては、当事業年度を「育成期」として位置づけ、業態のブラッシュアップと今後の展開に向けた店舗ノウハウの整備に注力してまいりました。「楽釜製麺所」では、ディナー時間帯における客数確保のために、既存の店舗設備を活かして「ちょい飲み」需要を取り込む店舗のテスト展開を行ってまいりました。「東京チカラめし」では、原点である「焼き」にこだわり、高付加価値の商品を充実させた店舗への転換を行ってまいりました。

以上の取り組みにより、店舗の出店および退店等におきましては、５店舗の新規出店、18店舗の業態転換、21店舗の閉店を実施いたしました。売上高は、前事業年度に大幅な店舗再編を実施したことから、144億92百万円（前年同期比25.2％減）となりました。営業利益は、改善傾向にあるものの、店舗再編に伴う閉店関連費用を計上したこと等により、76百万円の損失（前年同期は営業損失22億17百万円）となりました。経常利益は、保険解約返戻金を計上したこと等により、14百万円（前年同期は経常損失21億２百万円）となりました。当期純損失は、店舗の将来収益を再精査し一部店舗について、減損損失等を計上したことにより、６億59百万円（前年同期は当期純損失47億35百万円）となりました。

② 次期の見通し

平成28年６月期の見通しは、外需企業を中心とした企業業績の改善、大企業を中心とする雇用・所得環境の改善等から緩やかに持ち直し、景気は引き続き緩やかに回復していくものと思われます。しかしながら、円安による輸入食材価格の上昇や、賃金および人材採用コストの高止まり、異業種を含めたさらなる競争の激化等、外食産業は優勝劣敗が明確になり、環境は一層厳しくなることが必至な状況にあります。

この認識のもと、当社においては、前期から実施してきた事業構造改革が完了したことにより、平成28年６月期は、「居酒屋事業を中心とした既存業態の質的変革」と「新事業・業態の開発」、そして「管理体制の見直しや仕組み化」に取り組んでまいります。

以上により、売上高145億円（当期比0.1％増）、営業利益２億円（当期は営業損失76百万円）、経常利益２億円（当期は経常利益14百万円）、当期純利益１億円（当期は当期純損失６億59百万円）を見込んでおります。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

区　　分	第　38　期 （平成26年６月期）		第39期（当事業年度） （平成27年６月期）		前事業年度比	
	金　　額	構成比	金　　額	構成比	金　　額	増減率
	千円	％	千円	％	千円	％
東方見聞録	2,516,950	13.0	1,379,403	9.5	△1,137,547	△45.2
月の雫	2,688,451	13.9	1,591,029	11.0	△1,097,421	△40.8
黄金の蔵（金の蔵を含む）	7,608,781	39.3	8,389,294	57.9	780,513	10.3
その他（東京チカラめし・楽釜製麺所・パスタママ・吉今・ＦＣ等）	6,560,383	33.9	3,132,895	21.6	△3,427,487	△52.2

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、４億39百万円であります。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑥　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑦　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑧　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区　　分	第 36 期 (平成24年６月期)	第 37 期 (平成25年６月期)	第 38 期 (平成26年６月期)	第 39 期 (当事業年度) (平成27年６月期)
売　上　高(千円)	25,884,713	25,712,846	19,374,566	14,492,623
経常利益または経常損失（△）(千円)	1,834,870	13,092	△2,102,027	14,210
当期純利益または当期純損失（△）(千円)	801,750	△787,411	△4,735,984	△659,035
１株当たり当期純利益または１株当たり（円）当期純損失（△）	5,572.74	△5,473.07	△329.18	△45.81
総　資　産(千円)	20,055,907	18,269,194	12,890,471	11,551,770
純　資　産(千円)	15,100,877	14,085,107	9,119,091	8,227,043

（注）　当社は、平成26年１月１日付で普通株式１株に対し普通株式100株の割合で株式分割を行いました。第38期における１株当たり当期純利益の金額は、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する外食産業におきましては、円安による食材価格の高騰や人手不足による採用コストならびに賃金の増加に加え、食品の安全性に対する規制の強化、同業および異業種・異業態との競争が増すことは確実視され、経営環境はより厳しさを増すことが予想されます。このような経営環境の下、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存居酒屋業態を中心とした収益力の向上
② 新規事業および業態の開発
③ 次代を担う経営者人材の育成
④ 人材の採用・教育の強化
⑤ 衛生管理の強化

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

当社は、居酒屋業態として、個室感覚と手作り感を重視した「東方見聞録」「月の雫」と、よりカジュアルで親しみやすい「黄金の蔵」「金の蔵」の４ブランドに加え、日常食業態として、焼き牛丼を中心とした「東京チカラめし」と、セルフ式うどんを提供する「楽釜製麺所」の２ブランドを柱に首都圏を中心に外食事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等（平成27年６月30日現在）

本　　社　東京都豊島区

店　　舗　直営店120店舗（東京都82店舗、神奈川県12店舗、千葉県９店舗、埼玉県８店舗、愛知県１店舗、大阪府８店舗）

(7) 従業員の状況（平成27年６月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
300名	増減なし	35.3歳	4.0年

（注）　従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在3,061名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　43,072,000株
(2) 発行済株式の総数　14,387,000株
(3) 株主数　21,387名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
平林隆広	2,766,000株	19.2%
有限会社神田コンサルティング	1,530,000	10.6
平林実	1,432,500	9.9
平林登志子	1,166,000	8.1
平林実人	1,048,000	7.2
アサヒビール株式会社	623,500	4.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	400,000	2.7
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	80,000	0.5
サントリー酒類株式会社	72,000	0.5
平林基弘	43,600	0.3

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平　林　隆　広	有限会社神田コンサルティング取締役
常務取締役	長　澤　成　博	執行役員日常食営業本部長 株式会社三光ＦＣシステムズ代表取締役
取　締　役	中　里　友　彦	執行役員居酒屋営業本部長
取　締　役	桝　田　　直	スギホールディングス株式会社 代表取締役社長
取　締　役	和　田　弘　嗣	和田事務所代表
常勤監査役	中　村　弘　樹	
監　査　役	宮　川　勝　之	東京丸の内法律事務所パートナー
監　査　役	若　林　利　明	有限会社若林リサーチ代表取締役
監　査　役	岩　橋　　修	公益財団法人警察育英会専務理事 株式会社タクマ監査役

(注) 1. 取締役桝田直、和田弘嗣の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮川勝之、若林利明、岩橋修の３氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮川勝之氏は、弁護士としての長年の経験により会社法制に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役若林利明氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩橋修氏は、長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有するものであります。
6. 監査役若林利明氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （2）	56,100千円 (7,200)
監査役 （うち社外監査役）	4 （3）	13,650 (7,200)
合計 （うち社外役員）	9 （5）	69,750 (14,400)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年９月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年９月25日開催の第32期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当該法人等と当社との関係

- 取締役桝田直氏はスギホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役和田弘嗣氏は和田事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役宮川勝之氏は東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役若林利明氏は有限会社若林リサーチの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役岩橋修氏は公益財団法人警察育英会の専務理事、株式会社タクマの社外監査役を兼務しておりますが、同法人および同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　桝　田　　直	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、経験豊かな経営者の観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
取締役　和　田　弘　嗣	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、人事戦略的な観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　宮　川　勝　之	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回中、13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　若　林　利　明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回の全てに出席し、幅広い経験を踏まえた客観的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役　岩　橋　　修	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回中、14回に出席し、警察行政の経験に基づくリスクマネジメントの観点から、議案に対して適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名　　称　新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の監査業務に係る報酬等の額　22百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　22百万円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項以外の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員および全従業員の行動規範とし、実効性ある内部統制の構築を推進する。

② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。

③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。

④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。

⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」および「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録して、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。

② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役および執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価、分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。

② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害・および風評等の危機対策に加え、ＢＳＥ、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。

③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。

④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境および情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」、「情報管理規程」等を制定する。

⑤ ＩＴの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ＩＴを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、ＩＴ監査をはじめとする適切な管理態勢とＩＴコンティンジェンシープランの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく毎年度見直しを行う。

② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別および子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。

③　取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
④　「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
⑤　業界や取引先のＩＴへの対応状況および社内のＩＴ利用状況を理解し、内部統制におけるＩＴ全般統制およびＩＴ業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

⑸　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリックスも参考に「店舗マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
②　「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

⑹　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備および運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動および評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
②　使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役会は、取締役および使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。

③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況およびその内容を監査役にすみやかに報告する。

④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。

② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

③ 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門および各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」および「反社会的勢力対応規程」に

おいて、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化に速やかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応ならびに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の状況

取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

(2) 監査役の職務の執行について

① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。

② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査および店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して、取引先との契約書に、反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,061,988	**流動負債**	1,910,718
現金及び預金	3,487,686	買掛金	547,085
売掛金	116,098	未払金	295,616
原材料	28,515	未払費用	484,836
前払費用	300,064	未払法人税等	51,203
その他	129,623	未払消費税等	154,240
固定資産	7,489,782	預り金	30,336
有形固定資産	2,759,988	前受収益	216,831
建物	1,706,308	資産除去債務	120,586
工具、器具備品	110,984	その他	9,981
土地	942,695	**固定負債**	1,414,009
無形固定資産	41,837	繰延税金負債	155,461
商標権	6,898	退職給付引当金	107,086
ソフトウェア	32,093	資産除去債務	739,866
その他	2,846	その他	411,594
投資その他の資産	4,687,956	**負債合計**	3,324,727
投資有価証券	10,585	**純資産の部**	
関係会社株式	253,000	**株主資本**	8,225,178
出資金	30	資本金	2,390,503
長期貸付金	1,089	資本剰余金	2,438,802
差入保証金	4,062,567	資本準備金	2,438,802
その他	363,809	利益剰余金	3,395,872
貸倒引当金	△3,124	利益準備金	315
		その他利益剰余金	3,395,557
		別途積立金	3,100,000
		繰越利益剰余金	295,557
		評価・換算差額等	1,865
		その他有価証券評価差額金	1,865
		純資産合計	8,227,043
資産合計	11,551,770	**負債・純資産合計**	11,551,770

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		14,492,623
売　上　原　価		3,688,636
売　上　総　利　益		10,803,987
販売費及び一般管理費		10,880,047
営　業　損　失		△76,060
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	772	
受　取　賃　貸　料	23,725	
受　取　保　険　金	3,690	
保険解約返戻金	113,435	
雑　　収　　入	4,260	145,884
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	24	
賃　貸　費　用	7,795	
貸倒引当金繰入額	2,399	
貸　倒　損　失	5,876	
雑　　損　　失	39,519	55,614
経　常　利　益		14,210
特　別　利　益		
固定資産売却益	21,648	
受　取　和　解　金	10,998	32,646
特　別　損　失		
固定資産売却損	287	
固定資産除却損	113,597	
店舗閉鎖損失	69,070	
減　損　損　失	361,738	
そ　　の　　他	44,252	588,947
税引前当期純損失		△542,090
法人税、住民税及び事業税	13,553	
法人税等調整額	103,392	116,945
当　期　純　損　失		△659,035

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成26年７月１日残高	2,390,503	2,438,802	2,438,802	315	3,100,000	1,189,369	4,289,684	9,118,990
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	―	―	―	△4,584	△4,584	△4,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,390,503	2,438,802	2,438,802	315	3,100,000	1,184,785	4,285,100	9,114,406
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△230,192	△230,192	△230,192
当期純損失	―	―	―	―	―	△659,035	△659,035	△659,035
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	―	―	―	―
当事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	△889,227	△889,227	△889,227
平成27年６月30日残高	2,390,503	2,438,802	2,438,802	315	3,100,000	295,557	3,395,872	8,225,178

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年７月１日残高	100	100	9,119,091
会計方針の変更による累積的影響額	―	―	△4,584
会計方針の変更を反映した当期首残高	100	100	9,114,506
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当	―	―	△230,192
当期純損失	―	―	△659,035
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	1,764	1,764	1,764
当事業年度中の変動額合計	1,764	1,764	△887,463
平成27年６月30日残高	1,865	1,865	8,227,043

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

１．　重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料……最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　10～18年

工具、器具及び備品　　３～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（３年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 消費税等の会計処理について

税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,584千円増加し、繰越利益剰余金が4,584千円減少しております。また、当事業年度の損益、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失金額に与える影響は軽微であります。

３．　会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積額の変更)

事業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、当事業年度に完了した事業構造改革において直近の退店等による新たな情報を入手したことに伴い、より精緻な見積りが可能となったため、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に 395,798 千円加算しております。

なお、当該見積りの変更による、当事業年度の損益への影響は軽微であります。

４．　貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,373,205千円

5．　損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

（単位：千円）

用途	場所	種類	減損損失
店舗	東京都新宿区他	建物等	361,738

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗をグルーピングしており、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失（361,738 千円）として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物 337,921 千円、工具、器具及び備品 23,817 千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を０円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、０円として算出しております。

６．　株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度の末日における発行済株式総数　普通株式　　14,387,000株

（２）当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成26年９月25日 定時株主総会	普通株式	115,096千円	８円	平成26年６月30日	平成26年９月26日
平成27年２月13日 取締役会	普通株式	115,096千円	８円	平成26年12月31日	平成27年３月10日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成 27 年９月 25 日開催の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

普通株式の配当に関する事項

①	配当金の総額	115,096千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	８円
④	基準日	平成27年６月30日
⑤	効力発生日	平成27年９月28日

７．　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,009千円
未払賞与	28,766千円
未払事業税	8,485千円
前受収益	38,306千円
退職給付引当金	34,588千円
減損損失	177,886千円
資産除去債務	278,890千円
繰越欠損金	1,835,770千円
その他	65,563千円
繰延税金資産小計	2,469,268千円
評価性引当額	△2,469,268千円
繰延税金資産合計	―千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△154,571千円
その他有価証券評価差額金	△889千円
繰延税金負債合計	△155,461千円
繰延税金資産の純額	△155,461千円

８．　金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。
差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、１年以内の支払期月であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理
売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③　流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
（1）現金及び預金	3,487,686	3,487,686	―
（2）売掛金	116,098	116,098	―
（3）投資有価証券			
その他有価証券	10,585	10,585	―
（4）差入保証金（*1）	3,975,004		
貸倒引当金（*2）	△2,904		
	3,972,100	3,647,673	△324,426
資産計	7,586,470	7,262,043	△324,426
（5）買掛金	547,085	547,085	―
負債計	547,085	547,085	―

(*1)　差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。
(*2)　差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、並びに（2）売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

（4）差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

（5）買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)２．関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額253,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券」には含めておりません。

9．　賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、賃貸用の土地建物を有しております。平成27年６月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は15,930千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
291,365	△1,559	289,805	215,535

(注)１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．主な変動

減少は、減価償却費　1,559千円

３．時価の算定方法

当事業年度末の時価は、主として「路線価」及び「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額によっております。

10.　持分法損益等の状況に関する注記

該当事項はありません。

11.　資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から５年～15年と見積もり、割引率は0.1%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	605,857千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,952千円
見積りの変更による増加額（注）	536,444千円
時の経過による調整額	12,965千円
資産除去債務の履行による減少額	△301,767千円
期末残高	860,452千円

（注）当事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用につき、直近の退店等による新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に395,798千円加算しております。また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に140,645千円加算しております。

12.　関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13.　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	571円84銭
(2) １株当たり当期純損失金額	45円81銭

14.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年８月20日

株式会社三光マーケティングフーズ
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 山 修 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部

統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 26 年７月１日から平成 27 年６月 30 日までの第 39 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１） 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月21日

株式会社三光マーケティングフーズ　監査役会

常勤監査役　中村弘樹　㊞

監査役　宮川勝之　㊞

監査役　若林利明　㊞

監査役　岩橋修　㊞

（注） 監査役宮川勝之、監査役若林利明及び監査役岩橋修は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題としており、収益力の向上および財務体質の改善を図りながら、長期的かつ安定した配当および利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、基本方針、当事業年度の業績、今後の事業展開および経営環境等を勘案し、下記のとおり１株につき８円とさせていただきたく存じます。

＜期末配当に関する事項＞

① 配当財産の種類
　金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金８円
　配当総額　　金115,096,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年９月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう定款第38条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、会社法第427条の改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことにともない、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第38条の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第３８条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。	（監査役の責任免除） 第３８条　（現行通り） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。

第３号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役５名全員は任期満了となりますので、取締役計５名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひら ばやし たか ひろ 平林隆広 （昭和49年11月25日生）	平成10年６月　当社入社 平成10年６月　取締役 平成13年６月　取締役総務部長 平成14年４月　常務取締役社長室長 平成14年６月　有限会社神田コンサルティング取締役（現任） 平成14年７月　常務取締役営業本部長 平成16年１月　代表取締役専務取締役営業本部長兼開発本部長 平成16年７月　代表取締役専務取締役営業本部長兼営業推進本部長 平成17年７月　代表取締役専務取締役営業本部長 平成20年６月　代表取締役専務取締役営業ユニット担当 平成20年７月　アジアンエイト株式会社（現　株式会社三光ＦＣシステムズ）代表取締役 平成23年５月　代表取締役専務取締役開発本部長 平成25年９月　代表取締役社長開発本部長 平成26年７月　代表取締役社長（現任）	2,766,000株
2	なが さわ なる ひろ 長澤成博 （昭和42年11月30日生）	平成９年10月　株式会社光通信入社 平成12年６月　同社経営管理本部法務統轄部長兼広報部ＰＲ担当部長 平成13年１月　ジェイフォン東日本株式会社（現　ソフトバンク株式会社）入社 平成15年６月　同社法務渉外本部法務グループリーダー 平成18年１月　同社法務渉外本部コンプライアンスグループリーダー 平成19年１月　当社入社　社長室長 平成19年９月　取締役社長室長 平成20年１月　取締役総合企画ユニット担当 平成22年12月　常務取締役経営管理ユニット長兼人事総務部長 平成23年３月　常務取締役営業本部長 平成23年５月　株式会社三光ＦＣシステムズ代表取締役（現任） 平成24年８月　常務取締役経営管理本部長 平成25年２月　常務取締役執行役員経営管理本部長 平成26年10月　常務取締役執行役員日常食営業本部長 平成27年７月　常務取締役執行役員（現任）	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なかざと ともひこ 中里友彦 (昭和49年9月19日生)	平成２年３月　株式会社バーミヤン（現株式会社すかいらーく）入社 平成14年10月　当社入社 平成18年１月　営業本部地区長 平成23年３月　第４営業部チーフエリアマネジャー 平成23年８月　第５営業部長 平成24年５月　東京チカラめし事業部長 平成25年４月　執行役員東京チカラめし事業部長 平成26年１月　執行役員営業本部長 平成26年９月　取締役執行役員営業本部長 平成26年10月　取締役執行役員居酒屋営業本部長（現任）	０株
4	ますだ ただし 桝田直 (昭和26年５月19日生)	昭和49年４月　ジャスコ株式会社（現　イオン株式会社）入社 平成15年４月　スターバックスコーヒージャパン株式会社代表取締役最高執行責任者 平成17年６月　株式会社コクミン代表取締役社長 平成19年９月　当社社外取締役（現任） 平成22年５月　スギホールディングス株式会社代表取締役社長（現任）	０株
5	わだ ひろつぐ 和田弘嗣 (昭和29年７月15日生)	昭和53年４月　藤沢薬品工業株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社 昭和61年10月　マスターフーズ株式会社入社 平成５年10月　日本メドトロニック株式会社入社 平成10年４月　同社取締役人事・総務本部長 平成10年12月　株式会社ＢＭＧファンハウス入社 平成11年10月　同社取締役ＨＲ本部長 平成13年12月　日本ポール株式会社入社 平成15年１月　同社執行役員人事・法務・総務・広報担当 平成17年１月　同社グループアジア/パシフィック（Pall Asia & Pacific）代表 平成18年２月　株式会社ファーストリテイリング入社 グループ執行役員人事担当 平成21年８月　株式会社アデランス・ホールディングス（現　株式会社アデランス）入社 執行役員人事担当 平成24年４月　和田事務所代表（現任） 平成25年９月　当社社外取締役（現任）	０株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 桝田直氏と和田弘嗣氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 桝田直氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
小売業で培ってきた知識、経験等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 和田弘嗣氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
人事領域を中心に、経営陣の一員として培ってきた知識、経験等を活かして、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 桝田直氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって８年であります。
6. 和田弘嗣氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。
7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨定めております。これにより、当社は、社外取締役候補者である桝田直氏および和田弘嗣氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。桝田直氏と和田弘嗣氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役岩橋修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名（うち社外監査役１名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　歴　、　地　位　お　よ　び 重　要　な　兼　職　の　状　況	所有する当社の株式数
いわ　はし　　おさむ 岩　橋　　修 （昭和24年５月４日生）	昭和49年４月　警察庁入庁 平成２年４月　千葉県警察本部警備部長 平成３年７月　千葉県警察本部警務部長 平成７年８月　熊本県警本部長 平成11年８月　内閣官房内閣安全保障・危機管理室危機管理総括審議官 平成13年９月　警視庁総務部長 平成15年１月　警視庁警務部長 平成16年６月　警察庁長官官房審議官 平成17年３月　近畿管区警察局長 平成18年10月　全日本空輸株式会社（現　ＡＮＡホールディングス株式会社）常勤顧問 平成19年９月　当社社外監査役（現任） 平成24年６月　株式会社タクマ社外監査役（現任） 平成25年12月　公益財団法人警察育英会専務理事（現任）	500株

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　岩橋修氏は、社外監査役候補者であります。

3.　岩橋修氏は長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有することから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4.　岩橋修氏は、現在当社の社外監査役でありますが、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって８年であります。

5.　社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨定めております。これにより、社外監査役候補者である岩橋修氏との間で、会社法第423条第１項の責任につき、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。岩橋修氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：**ハイアットリージェンシー東京**
地下１階「センチュリールーム」
東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ＴＥＬ　０３－３３４８－１２３４

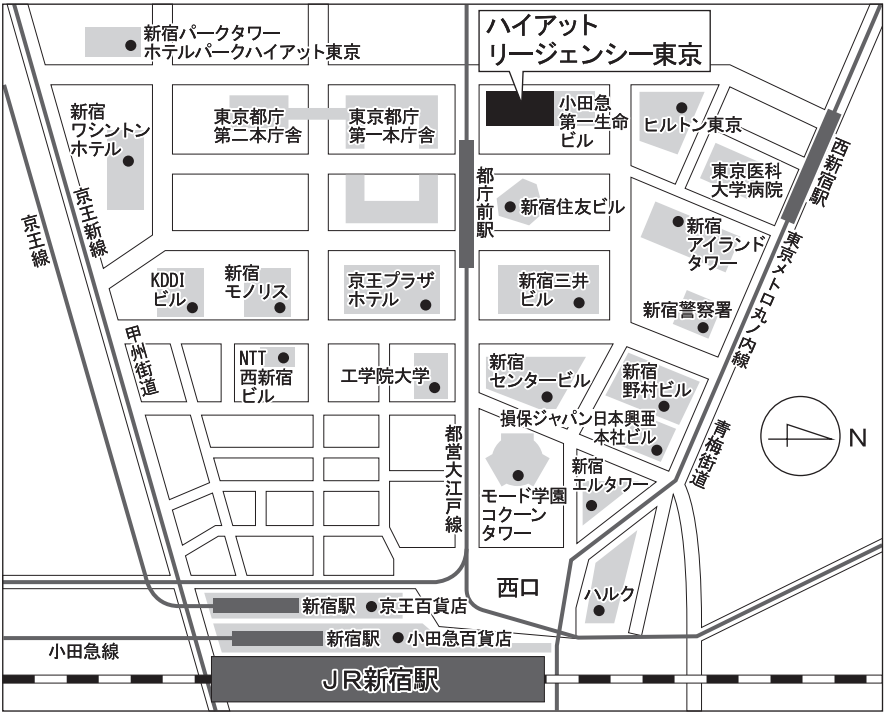

交通　○都営地下鉄大江戸線　都庁前駅より徒歩３分（Ａ７出口）
ＪＲ　新宿駅西口より徒歩12分（地下通路を都庁方面へ直進）
東京メトロ丸ノ内線　西新宿駅より徒歩７分

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。